

入善町建設工事等に係る予定価格事後公表事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般競争入札及び指名競争入札（この条及び第3条において「競争入札」という。）の公正な競争を確保するため、入善町が発注する建設工事（測量及び建設コンサルタント業務を含む。第3条において「建設工事等」という。）に係る競争入札について、予定価格の入札執行後の公表（以下「事後公表」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「予定価格」とは、入善町財務規則（昭和49年入善町規則第21号。以下「規則」という。）第66条の規定に基づき定められた価格をいう。

(事後公表の対象)

第3条 事後公表の対象となる建設工事等は、入善町が発注する競争入札による建設工事等とする。

(事後公表の周知)

第4条 予定価格の事後公表を行う場合は、あらかじめ規則第62条に規定する公告及び同規則第73条第2項に規定する指名通知書に予定価格を事後公表とする旨を明記するものとする。

(事後公表の時期及び方法)

第5条 予定価格の事後公表は、落札者決定後速やかに行うものとし、入善町公式ホームページ等で公表するものとする。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、事後公表に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 入善町入札予定価格事前公表要領は廃止する。